

〈1面より 令和2年度道路関係予算概算要求概要〉

【新しい日本のための優先課題推進枠について】

「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(令和元年7月31日閣議了解)に従い、「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」として以下を要望する。

○道路の老朽化対策

要望額：701億円

(※「道路の老朽化対策」全体の要求額は2,722億円)

道路施設の適切な維持管理と老朽化対策に向けて、橋梁、トンネル、舗装等の点検、診断、措置、記録を着実に実施し、メンテナンスサイクルを推進。特に、これまでの点検結果に基づく橋梁、トンネル、舗装の計画的な修繕を強力に推進。

○道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保

要望額：1,706億円

(※「道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保」全体の要求額は2,830億円)

個性ある地域やコンパクトな拠点を道路ネットワークでつなぎ、距離の制約を克服し、地域・拠点の連携を確保。特に、計画的な整備のため事業進捗を図る必要のある事業を強力に推進。

○効率的な物流ネットワークの強化

要望額：2,717億円

(※「効率的な物流ネットワークの強化」全体の要求額は4,568億円)

迅速かつ円滑な物流の実現等のため、三大都市圏環状道路等を中心とする根幹的な道路網を重点的に整備。特に、計画的な整備のため事業進捗を図る必要のある事業を強力に推進。

(参考)「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(令和元年7月31日閣議了解)より

1. 要求・要望について (6) 新しい日本のための優先課題推進枠
 令和2年度予算においては、予算の重点化を進めるため、「基本方針2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」(令和元年6月21日閣議決定)等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を措置する。
 このため、各省大臣は、(1)ないし(5)※とは別途、前年度当初予算のうち通常分におけるその他の経費に相当する額と要望基礎額の差額に100分の300を乗じた額及び義務的経費が(3)に規定する額を下回る場合においては、当該差額に100分の300を乗じた額の合計額の範囲内で要望を行うことができる。
 ※(1)年金・医療等、(2)地方交付税交付金等、(3)義務的経費、(4)東日本大震災からの復興対策、(5)その他の経費(1)ないし(4)に掲げる経費を除く経費については、既定の歳出を見直し、前年度当初予算のうち通常分におけるその他の経費に相当する額に100分の90を乗じた額(要望基礎額)の範囲内で要求する

2. 予算編成過程における検討事項
 (6) 消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないように万全を期す観点から、歳出改革の取組を継続することの方針とは別途、消費税率引上げの需要変動に対する影響の程度や最新の経済状況等を踏まえ、適切な規模の「臨時・特別の措置」を講ずる。その具体的な内容については、予算編成過程において検討する。

【道路の老朽化対策の本格実施について】

道路メンテナンスの2巡目を、将来にわたる安全性の確保や財政負担軽減の最後の機会ととらえ、1巡目点検結果を踏まえた早期措置が必要な施設への計画的な対策を進め、予防保全による道路の老朽化対策への転換を図る。

具体的には、早期措置が必要な施設の対策内容等を盛り込んだ長寿命化修繕計画(個別施設計画)の策定を促し、地方への支援に係る新たな枠組みを構築するとともに、引き続き、直轄診断や修繕代行及び地域単位での点検業務の一括発注や、地方公共団体職員向けの研修などによる点検の質の向上等について、道路メンテナンス会議等を通じて地方への技術的支援を実施する。

さらに、点検結果や利用状況等を踏まえた道路施設の集約化や、通行を歩行者に限定するなどの機能縮小に取り組むとともに、補修工事に活用できる新材料や新工法の技術開発を推進する。

【高速道路の機能強化の加速】

平成30年7月豪雨や令和元年6月下旬からの西日本を中心とした大雨において、多重化された高速道路ネットワークが広域迂回路として機能したほか、被災した4車線区間のうち2車線を対面通行として交通機能を早期に確保するなど、災害時においても道路が重要な役割を果たしていることを踏まえ、引き続き高速道路ネットワークの整備や機能強化を進める。特に、暫定2車線区間については、時間信頼性の確保や事故防止、ネットワークの代替性確保の観点から優先度の高い区間を選定し、順次対策を実施する。この他、生産性向上のため、新東名高速道路や新名神高速道路の6車線化を行う。

さらに、「高速道路における安全・安心基本計画(仮称)」を策定し、4車線化に加え、新技術等も活用しつつ、高速道路の安全性、信頼性や使いやすさを向上する取組を計画的に推進する。

【新たな広域道路ネットワークについて】

平成30年3月の道路法改正において、物流上重要な道路輸送網を指定する「重要物流道路」制度が創設されたことを踏まえ、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、各地域で新たな広域道路交通ビジョンを策定する。また、策定された広域道

路交通ビジョンに基づき、高規格幹線道路及び地域高規格道路のネットワークを強化する新たな広域道路ネットワーク計画の策定を進める。

なお、重要物流道路については、2019年度より、事業中区間及び計画路線を含めて指定する予定である。

【自動運転に対応した道路空間の整備について】

高齢者等の生活の足の確保や物流の効率化に寄与する自動運転サービスを全国に普及促進させるため、自動運転に対応した道路空間の基準等を整備するとともに、社会実装に向けた自治体等の取組を支援する。

【地方への重点的支援について】

地方公共団体からの要望を踏まえ、複数年にわたり計画的かつ集中的な投資が必要となる事業や、国の政策を反映すべき重要な事業等に対する補助事業と地方の課題に対してパッケージで支援する交付金事業を適切に組み合わせることにより地方公共団体へ重点的に支援する。

〔補助事業による支援〕

- ・地域高規格道路・重要物流道路の整備
- ・大規模修繕・更新
- ・空港・港湾等及びICへのアクセス道路の整備
- ・連続立体交差事業
- ・除雪事業

また、各地方公共団体が中長期的な見通しの下、必要な事業規模を示す等計画的な取組を進めている交付金事業に対して、重点的な支援の方法を検討する。

(参考) 公共施設等適正管理推進事業債

地方公共団体において道路の適正な管理を推進するため、地方単独事業(長寿命化事業)について、地方財政措置を講じる。(地方債充当率：90% 交付税措置率：財政力に応じて30~50%)

(対象事業) ①舗装の表層に係る補修、②小規模構造物の補修・更新、③法面・斜面の小規模対策工、④橋梁の修繕(一定規模以下のもの)

【無電柱化の推進について】

無電柱化推進計画(平成30年4月6日決定)に定めた目標(約1,400㌾の無電柱化)の確実な達成を図るため、無電柱化推進計画支援事業により、地方公共団体による無電柱化の整備を計画的かつ重点的に支援する。また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に位置づけられた約1,000㌾について着実に事業を推進する。

緊急輸送道路等に加え、幅員が著しく狭い歩道等も対象とした新設電柱の占用禁止、道路事業等の実施にあわせて新設電柱の抑制を実施するほか、緊急輸送道路等の既設電柱の撤去を推進する。

整備コストが高いことが課題となっていることに鑑み、電線共同溝マニュアルの改訂により管路の浅層埋設や小型ボックス活用埋設などの低コスト手法及び新技術・新工法の導入・普及を図るとともに、既設の民間管路等の活用や一括して発注する手法の実施などにより事業のスピードアップを促進する。

【子供の移動経路、生活道路のエリア等における交通安全対策の推進について】

未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策(令和元年6月18日、昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議決定)に基づき、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の結果を踏まえつつ、生活空間における交通安全対策を推進する。

【自転車活用の推進について】

自転車活用推進計画(平成30年6月8日閣議決定)に基づき、自転車ネットワーク計画を含む地方版推進計画の策定を推進し、この計画に基づく自転車通行空間整備に対して防災・安全交付金により重点的に支援する。

また、国内外のサイクリストの全国各地への誘客を図るため、ナショナルサイクルルートを指定し、魅力向上のための取組を実施するとともに、「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト等の展開による自転車通勤の拡大、シェアサイクルの普及を進める。

さらに、地方公共団体による条例制定の支援や情報提供の強化等により、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進する。

【人中心の道路空間の整備について】

道路ネットワークの充実など社会の変化や地域の多様なニーズに応じて、「安全」や「賑わい」など道路空間に求められる機能を面的に最適配置し、地域の活性化や交通安全の向上を図る「人中心の道路空間」の構築に取り組む。

賑わい創出に資する空間を道路基準等へ新たに位置づけるとともに、道路協力団体等多様な主体と連携を図ることによって、地域活性化や更なる魅力向上を推進する。

【道の駅の第3ステージに向けた取り組みについて】

地方創生を更に加速するとともに利用者や地域からの更なる期待や信頼に応えていくため、「道の駅」の防災拠点機能の強化、インバウンド受入環境の整備、民間企業や風景街道等をはじめとする多様な主体との新たな連携を進める新たなステージ(第3ステージ)の検討を推進する。

【道路行政のデジタル化の推進について】

ETC2.0データを活用したサービスの実験・実装や、操作支援・障害物検知等による除雪車の高度化など、計画・整備、運用・維持管理等の各段階で新技術を積極的に活用するとともに、官民で連携し、道路行政の一層の高度化、効率化を推進する。

【高速道路の料金割引について】

ETC2.0を利用する自動車運送事業者の物流コストを低減し、経営体質の強化により生産性向上を図るため、大口・多頻度割引の最大割引率を40%から50%に拡充する措置を令和元年度末まで実施することとしており、この効果を確認し、措置の必要性について検討する。

令和元年11月7日~11月8日

第33回日本道路会議開催

http://www.road.or.jp/conference/

公益社団法人 日本道路協会
 第33回日本道路会議事務局
 〒100-8955 東京都千代田区霞が関3-3-1
 TEL 03-3581-2211
 E-mail dourokaigi@road.or.jp
 申込・詳細はホームページで。

《問い合わせ先》

公益社団法人 日本道路協会
 会費、主催する「第33回日本道路会議」の参加者を募集している。

日本道路会議は、道路の行政、建設、維持管理、都市計画及び道路交通に取り組んでいる全国の関係者等が参画して、道路に関する広範な問題について研究成果を発表し、意見を交換するわが国最大の会議である。

今回は、新たな時代を意識した道路の役割強化と新技術との融合に視点を置いた基調講演を予定している。

【開催概要】
 《日程》
 令和元年11月7日(木)~11月8日(金)
 《会場》
 都市センターホテル 東京都千代田区平河町2-4-1
 TEL 03-32665-8211
 《プログラム》
 ▽基調講演テーマ「深層学習の進化が与える道路政策へのインパクト」
 ▽海外事情などの最新情報の提供

▽直面する課題に関する先進事例・最新情報の共有と意見交換
 ▽先進的な取組・研究成果の論文発表や取組事例の報告等

《主催》
 公益社団法人 日本道路協会

《後援》
 国土交通省

《申込・参加費》
 会議への参加には参加申込が必要。また、日本道路協会の会員・非会員にかかわらず参加できる。
 ※参加費には資料代が含まれる。

《申込》
 日本道路会議ホームページより

《参加申込期限》
 令和元年10月18日(金)

《参加費》
 (一般) 10,000円
 (申込期限内・10月18日まで) 15,000円(申込期限後・10月19日以降) 3,000円(学生)

《支払方法》
 会議終了後(11月下旬)に請求書を送付する。
 ※発表者は、改めて聴講申込をする必要はないが、連名者で会議に参加する方は聴講の申込が必要。

令和元年9月21日(土)~9月30日(月)

9月30日(月)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

秋の全国交通安全運動